

○鎌倉市まち美化活動奨励金交付要綱

平成21年 3 月23日決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、鎌倉市みなでごみの散乱のない美しいまちをつくる条例（平成13年3月条例第24号）第15条の規定に基づき、自発的かつ継続的にまちの美化活動を実施する自治会、町内会その他これに類する団体に対するまち美化活動奨励金（以下「奨励金」という。）の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(交付対象団体)

第2条 奨励金の交付を受けることができるものは、自治会、町内会その他これに類する団体で、まち美化統一クリーンデー（毎月第1日曜日とする。ただし、市長が特に認める場合は別の日とすることができる。以下同じ。）に、区域を定めてまち美化活動を行うもの（以下「交付対象団体」という。）とする。

(交付対象まち美化活動期間)

第3条 奨励金の交付を受けることができるまち美化活動期間は、申請年度の4月1日から3月15日までとする。

(奨励金の額)

第4条 奨励金の額は、まち美化活動を実施する年度の4月1日現在の交付対象団体に所属する世帯数を基準とした世帯割とまち美化活動の実施回数を基準とした実施回数割の合計額とし、別表に定めるとおりとする。

2 奨励金のうち実施回数割は、実施回数に応じて支払うものとする。ただし、実施回数は12回を限度とする。

(交付申請)

第5条 奨励金の交付を受けようとする交付対象団体は、鎌倉市まち美化活動奨励金交付申請書（第1号様式）に鎌倉市まち美化活動計画書（第2号様式）を添えて、毎年度5月31日までに市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の申請があったときは、その内容を審査して、鎌倉市まち美化活動奨励金交付（不交付）決定通知書（第3号様式）により申請者に通知するものとする。

(実績報告書の提出)

第6条 前条第2項の規定により鎌倉市まち美化活動奨励金交付決定通知を受けたもの（以下「交付団体」という。）は、同条第1項の計画書に記載したまち美化活動の実績を鎌倉市まち美化活

動実績報告書（第4号様式）によりその年度の3月15日までに市長に提出しなければならない。

（奨励金の交付額の確定）

第7条 市長は、前条の実績報告書の内容を審査し、適当と認めたときは、奨励金の額を確定し、鎌倉市まち美化活動奨励金交付額確定通知書（第5号様式）により交付団体に通知するものとする。

（返還）

第8条 市長は、交付団体が偽りその他不正な行為により奨励金の交付を受けたときは、当該奨励金の全部又は一部を返還させることができる。

（その他の事項）

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

（鎌倉市まち美化清掃活動奨励金交付要綱の廃止）

2 鎌倉市まち美化清掃活動奨励金交付要綱（昭和61年9月1日施行）は、廃止する。

（施行期日）

3 この要綱は、平成28年2月10日から施行する。

（施行期日）

4 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

（施行期日）

5 この要綱は、令和7年7月9日から施行する。

別表（第4条）

自治会、町内会の世帯数	奨励金の交付額	
	世帯割 (年額)	実施回数割 (1回当たり)
50世帯以下	2,000円	200円
51世帯以上200世帯以下	2,200円	300円
201世帯以上400世帯以下	3,500円	500円
401世帯以上600世帯以下	7,000円	600円
601世帯以上800世帯以下	8,000円	900円

801世帯以上1,000世帯以下	10,000円	1,100円
1,001世帯以上1,200世帯以下	13,000円	1,300円
1,201世帯以上1,400世帯以下	17,000円	1,400円
1,401世帯以上1,600世帯以下	20,000円	1,500円
1,601世帯以上1,800世帯以下	22,000円	1,700円
1,801世帯以上	24,000円	2,000円

鎌倉市まち美化活動計画書

団体名		
活動区域		
次のとおりまち美化活動を計画します。		
月	実施予定日	活 動 場 所
4月		
5月		
6月		
7月		
8月		
9月		
10月		
11月		
12月		
1月		
2月		
3月	↓ 3月16日以降の活動については、奨励金の交付対象外です。	
合計	回	

○太枠内を記入してください。

【注意点】申請前に必ず御確認ください。

- ☐ 奨励金の交付対象となるまち美化活動期間は、申請年度の4月1日から3月15日までです。3月16日以降の活動については、奨励金を交付できません。
- ☐ 鎌倉市まち美化活動奨励金交付申請書（第1号様式）に添えて、活動する年度の5月31日（消印有効）までに市長へ申請してください。期限を過ぎた場合には、奨励金を交付できません。
- ☐ 奨励金の額は、実施回数12回／年が上限です。12回を超えた回数分の交付はありません。

市処理欄：団体番号

鎌倉市まち美化活動奨励金交付（不交付）決定通知書

第 年 月 日 号				
様				
鎌倉市長 松尾 崇 印				
年 月 日付けで提出を受けた鎌倉市まち美化活動奨励金交付申請書について、次のとおり決定したので通知します。ただし、交付予定額は提出された計画書に基づく予定額であり、年度末に提出される実績報告に基づき交付額を確定します。				
決定区分	☐ 奨励金を交付します ☐ 奨励金を交付しません 理由（ ）			
奨励金の 交付予定額	円	内 訳	所属世帯数	世帯
				円
			実施予定回数	@ × 回
				円

鎌倉市まち美化活動実績報告書

申請日

年

月

日

(あて先) 鎌倉市長

※年度途中の交代があった場合には、後任の会長氏名等を記入。

団 体 名

住 所 〒

鎌倉市

申請者

会 長 氏 名

電 話 ()

※申請者と同じ場合には、担当者の記入は不要です。

氏 名

担当者

日中連絡先 ()

↓いずれかにチェックをして、鎌倉市まち美化活動を実施した場合には、実績を記入。

☐ 本年度はまち美化活動を実施しませんでした。

☐ 鎌倉市まち美化活動を実施しましたので、次のとおり、活動実績を報告します。

月	実施日	参加人数	月	実施日	参加人数	月	実施日	参加人数
4月		人	5月		人	6月		人
7月		人	8月		人	9月		人
10月		人	11月		人	12月		人
1月		人	2月		人	3月		人
合 計							回	人

※ 3月16日以降の活動については、奨励金を交付できません。
※奨励金の額は、実施回数12回／年が上限です。12回を超えた回数分の交付はありません。
↓金融機関、口座名義人（フリガナ）等の欄には、団体の通帳に記載されているとおり記入してください。

奨励金 振込口座	↓ゆうちょ銀行の場合には、通帳の銀行使用欄に記載された店名、預金種目、口座番号を記入。												
	金融機関名		☐ 銀行 ☐ 金庫 ☐ 組合 ☐ 農協			支店名		☐ 本店 ☐ 支店 ☐ 支所 ☐ 出張所					
	□ 座 番 号		☐ 普通 ☐ 当座										
	フリガナ												
	口座名義人												

※振込口座の確認ができない場合には、振り込みが遅れる場合があります。

鎌倉市まち美化活動奨励金交付額確定通知書

第 号				
年 月 日				
様				
鎌倉市長 印				
年 月 日付けで提出を受けた鎌倉市まち美化活動実績報告書に基づき、 次のとおり奨励金の額を確定したので通知します。				
奨 励 金 の 交 付 確 定 額	円	内 訳	世 帯 割 額	世帯
				円
			@ 円× 回	
			実 施 回 数 割 額	円